

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月21日

横浜市契約事務受任者
道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

磯子駅前中央歩道橋エレベーター1号機遠隔監視装置設定業務委託

2 履行(納品)場所

磯子区森一丁目1番地先

3 契約日

令和6年5月22日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月31日

5 契約金額

301,400円(うち消費税及び地方消費税相当額27,400円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区松影町2丁目8番6号

横浜エレベーター株式会社

代表取締役 勝 治雄

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年5月22日の磯子駅前中央歩道橋エレベーターインターホンシステムの故障に伴い、異常時にエレベーター内から動く歩道監視室への連絡が出来なくなりました。

インターホンシステムの復旧には半年以上かかることが判明し、このままではエレベーターの異常時に外部への連絡手段がなく、早期の発見や対応が出来なくなり、長期間利用を停止させると、利用者に多大な影響を及ぼします。よって、外部への連絡を可能とするため、点検保守会社直通の遠隔監視装置設定の緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの製作者であり、点検保守会社である横浜エレベーター以外では、遠隔監視設定業務が不可能なため。

9 所管課

道路局道路部施設課